

報告第11号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月24日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和5年11月30日（木）午後1時頃、北本市高尾6丁目388番2先市道5149号線において、相手方の親族が相手方の原動機付自転車を運転していたところ、道路上の穴により転倒し、当該車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額

130,657円

令和6年3月25日

北本市長 三 宮 幸 雄